

情報通信行政・郵政行政審議会  
郵政行政分科会（第78回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和4年3月23日（水）14：00～14：38

Web審議による開催.

第2 出席した委員（敬称略）

佐々木 百合（分科会長）、島村 博之（分科会長代理）、実積 寿也、  
巽 智彦、谷川 史郎、藤沢 久美、三浦 佳子

（以上7名）

第3 出席した関係職員等

今川郵政行政部長、高田企画課長、松田郵便課長、寺村信書便事業課長  
事務局：福田情報流通行政局総務課課長補佐

第4 議題

（1）諮問事項

令和4年用寄附金付郵便葉書等に付加された寄附金の配分団体等の認可

【諮問第1225号】

（2）報告事項

郵便事業分野・信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの改正について

## 開 会

○佐々木分科会長 それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会郵政行政分科会第78回を開催いたします。

本日はWeb審議を開催しており、委員7名全員が出席されておりますので、定足数を満たしております。

Web審議となりますので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにし、名のつてから御発言をお願いいたします。

それでは、お手元の議事に従いまして、議事を進めてまいります。本日の議題は、諮問事項1件、報告事項1件でございます。諮問第1225号「令和4年用寄附金付郵便葉書等に付加された寄附金の配分団体等の認可」について、総務省から説明をお願いいたします。

○松田郵便課長 郵便課長の松田でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

送信いたしました資料78-1を御覧いただければと思います。この資料は3つに分かれておりまして、1ページから諮問書、14ページから説明資料、23ページから参考資料となっております。

以下御確認いただければと思いますが、まず1ページをお開きください。諮問書でございます。別紙審査結果については、後ほど御説明申し上げます。

4ページ、別添でございますが、これが日本郵便株式会社から総務大臣宛ての配分団体等の認可申請書です。

5ページ、今回の配分団体及び配分額について具体的に記載したものが、5ページから10ページまでとなっております。

11ページにつきましては、配分団体が守らなければならない事項として、日本郵便株式会社が定めたものでございます。

12ページは配分金の使途についての監査に関する事項ということで、日本郵便株式会社が定めたものでございます。

以下、14ページ以降の説明資料に基づいて御説明申し上げます。

15ページでございます。第1、制度概要でございますが、日本郵便株式会社は、お年玉付郵便葉書等に関する法律、「お年玉法」と申し上げますけれども、これに基づきまして、その下にあります①から⑩、社会福祉の増進などですが、これらの事業を行う団体がその実施に必要な費用に充てることを目的として、寄附金付郵便葉書等を発行することができるとなっております。少額で気軽に寄附活動に国民が参加する手段として、1949年、昭和24年でございますけれども、それより続いて発行されております。これまでに72回配分を行いまして、約516億円の配分をしてまいりました。

その下でございますけれども、2、総務大臣の認可として、日本郵便会社はお年玉法に基づき、配分団体及び配分金を決定し、配分団体が守らなければならない事項や配分金の使途についての監査に関する事項を定めるには、総務大臣の認可を受けることとされております。これを受けまして、総務省では、お年玉法の規定との適合を確認いたしまして、当審議会の諮問・答申を経て認可することとされております。

16ページは関連のお年玉法の規定でございます。

17ページを御覧ください。参考として、寄附金配分までの流れで、昨年8月にこの寄附金配分団体の公募を日本郵便株式会社が発表いたしました。その後、団体からの申請を受け付け、日本郵便株式会社における審査を経て、日本郵便株式会社から認可申請書の提出を受けたのが今年の2月18日でございます。関係府省で協議することになっておりますので、協議を経た上で、本日諮問させていただいております。

第2でございますけれども、日本郵便株式会社における寄附金配分の審査について、まずはその配分申請に係る要件でございますが、配分団体の要件は、アの社会福祉法人更生保護法人、一般社団法人などの法人であることをまず確認いたします。さらにイの事業、先ほど申し上げました①から⑩の事業を行う団体であることが要件となります。

(2)でございますけれども、申請金額の上限は原則、1件500万円。なお、申請は1団体1件のみとされております。

18ページ、審査の方法です。まず(1)形式審査といたしまして、申請団体が団体要件を満たしていることなど、形式的な要件を満たしているかどうか、日本郵便株式会社で審査いたします。それから(2)配分審査といたしまして、有識者からなる審査委員会により審査を行います。

参考資料の25ページを御覧いただきますと、日本郵便株式会社の審査委員及び評価委員とあります。その中の年賀寄附金審査委員、公益財団法人助成財団センター理事の田中皓さんを委員長とする審査委員会が組織されております。またその下に、年賀寄附金評価委員とございます。こちらは事業年度の翌年度に各事業について評価を行う委員会を組成しているところでございます。

お戻りいただいて、説明資料の18ページでございますけれども、(2)の配分審査ですが、この審査委員によりまして、アの審査項目でございますが、先駆性、社会性、実現性、緊急性の4つの項目ごとに採点を行います。さらに定量的条件といたしまして、年賀寄附金申請額がより小さい方を優先する、自己負担金の割合が高い方を優先する、繰越剰余金額がより小さい方を優先することで、アの4つの審査項目で採点を行いまして、同点となった場合は定量的条件についても加味する形で審査が行われております。

イの審査手順ですけれども、申請1件当たり2名の審査委員が、アの4項目を評価いたしまして得点を算出する形で、先ほど申し上げましたとおり、同点数の案件があった場合は定量的条件の配慮を加味して、優先順位を決めます。また2名の審査委員は、費用の必要性、団体の自己負担能力を踏まえて、配分金額を算定することとされております。

そこで、こういった審査の下、19ページでございますが、第3、今回の日本郵便株式会社からの申請内容でございます。配分団体は155団体、配分金は約2億6,600万円となっております。参考1でございますが、今回、寄附金付年賀葉書63円にプラス5円で販売しております。そのほか、寄附金付年賀切手も販売しております。これら販売枚数の総数が5,094万枚となっております。そして寄附金額が右側ですけれども2億4,199万円となっております。

参考2でございますが、先ほどの金額に前年からの繰越金3,520万円を足しまして、さらに配分費用として、日本郵便株式会社において要した事務経費1,101万円を引きまして、これを基に2億6,619万円の配分原資を出します。その中から今回、

2億6,577万円の配分を行いたいといった内容になっております。

参考3で事業別配分状況ですけれども、一番多いのが1号事業の社会福祉増進で、フードバンクの事業とか孤独死を防止するような事業が内容とされています。また、2番目に多いのが7号事業ですが、青少年の健全育成ということで、不審者から子供を守るための安全講習とか、青少年のメンタルヘルスをケアするなどの内容の事業になっております。

20ページ、参考4ですけれども、今回は申請が549件、そのうち今回配分されるのが155団体でございますので、採択率は28.2%となっております。

さらに2の配分団体が守らなければいけない事項としまして、配分金は、日本郵便株式会社が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画以外の用途に使用してはならないこと、それから、事業実施計画を変更する場合は日本郵便株式会社の承認を受けなければならないこと、区分経理を行うことなどが定められております。

配分金の用途についての監査に関する事項については、監査に応じる義務、監査の実施時期、その実施方法が定められているところでございます。

これらの申請を受けまして、21ページ、第4、審査結果でございます。総務省として、お年玉法との適合を審査いたしました。審査基準は左側に示しておりますけれども、まず1つ目、寄附金の額から控除される費用でございます。アとして、寄附金付葉書の発行・販売、寄附金の取りまとめのための経費、イとして、寄附金の管理、交付、審査、監査とかいったものに要する経費。右側でございますが、費用の内訳を精査したところ、いずれも当該費用の額は適切に積算されていると認められます。さらに、左のイの費用については限度額が定められておりまして、寄附金額の1.5%を限度としておりますが、右の欄の一番下の※で、今回、日本郵便株式会社が実際に要した費用は2,900万円でございますけれども、控除する額については1.5%の363万円に抑えておりますので、妥当と認められるとしております。

22ページ、左側でございますけれども、寄附金の配分団体及び配分団体ごとの寄附金額が適正に定められているかという基準でございます。先ほど説明したとおりの手順で審査委員会において審議してございまして、その審査内容が適正であり、妥当と認められるとしております。3つ目の基準ですが、配分金の用途の適正を確保するために、配分団体が守らなければならない事項が定められていること、また4つ目の基準としまして、監査に関し必要な事項が定められていること。いずれも先ほど説明した内容のとおり定められておりまして、妥当と判断してしております。

したがいまして、お年玉法の規定に適合しており、認可することが妥当と考えております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御意見、御質問がございましたら、チャット機能でお願いいたします。異委員、お願いいたします。

○異委員 よろしく申し上げます。松田課長、ありがとうございました。

配分団体の内訳が書かれている5ページからの資料です。前半が(1)一般助成となっていて、10ページの最後は(2)特別枠助成となっているようですが、後半の資料

ではこれを2つまとめて155団体で出てきたと思うのですが、一般助成、特別  
枠助成の位置づけのようなものが分かれば御教示いただきたいというのが質問でござい  
ます。

○松田郵便課長 一般助成と特別助成の違いでございますが、配分団体の募集に当たっ  
ては、一般枠と特別枠に分けて、日本郵便株式会社側で募集しております。一般枠は、  
社会福祉法人、更生保護法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団  
法人又はNPO法人が申請可能団体となっているのですが、特別枠については、東日本  
大震災、令和元年台風19号・令和2年7月豪雨の被災者の救助、予防、復興と、新型  
コロナウイルスの予防拡大防止について、助成分野とするものです。この2つの分野に  
ついては、先ほど申し上げた一般枠の配分団体に加えて、生協法人とか学校法人といっ  
た営利を目的としない法人についても申請可能団体の対象に広げているということでご  
ざいます。

さらに、一般枠では、活動費なのか、それとも施設の改修費なのか、あるいは機器購  
入なのか、車両購入なのかで分けて募集しておりますけれども、特別枠につきましては、  
こういった活動、施設、機器、車両といった区分なく募集することで、未曾有の災害で  
ありました東日本大震災等や、今回の新型コロナといったものについて特別枠を設けま  
して、特に応募しやすいように、手続を変えて公募を実施して、配分を決定することと  
なっております。

○異委員 なるほど。ありがとうございます。17ページ記載の米印ということですね。

○松田郵便課長 申請可能団体については、そのとおりでございます。

○異委員 承知しました。要は、規則とか法律で決めていることではなく、日本郵便株  
式会社側で、ある程度柔軟に決められる事項と理解すればよろしいですか。

○松田郵便課長 法律で決まっているのは先ほど申し上げましたけれども、①から⑩の  
事業が目的になっている必要がございますが、東日本大震災への対応とか新型コロナウ  
イルス感染予防といったものも当然この①から⑩の中の目的に入りますので、その中で  
日本郵便株式会社側の募集方法として日本郵便株式会社が柔軟に定めているものでござ  
います。

○異委員 分かりました。ありがとうございます。

○佐々木分科会長 よろしいでしょうか。それでは、三浦委員、お願いいたします。

○三浦委員 御説明いただきましてありがとうございます。

私は今年から委員に就任したので、実はここまで詳細なことを存じ上げなくて、長年  
ずっと寄附金付って何か役に立っているのだろうなと思いながら年賀状を購入しており  
ました。今、残念なことに虚礼廃止とか、みんな「WEBでご挨拶」みたいな感じで、年  
賀状の売上げが減り、寄附が回らなくなっていくのは大変残念な気持ちがありました。

ただ、購入側からすると、寄附がどこか社会の役に立っているのだろうとは分かって  
いても、例えば今問題になっているメンタルヘルス、孤独死、フードバンクとかそうい  
う細かいところまでくまなく寄附が渡っていることを、購入側の私たちも存じませ  
ん。ですので、広報もお金がかかりますが、今、私は「ぼすくま」のLINEに入っていま  
すが、例えば年賀状の寄附金を使って子供たちがこんなに生き生きとしたとか、例  
えばドメスティックバイオレンスの被害でも大変な方々がいると思うので、こういうところ

に役に立ちました、とのレスポンスをLINEでお知らせしたら、寄附しようかとの気持ちでまた購入される人も増えるのではないかと思います。もしくは、企業体で表立った大きな金額の寄附ではなくても、企業として年賀状の購入でこういうことができますよと、決して費用対効果の意味ではないにせよ、「これだけのことができるんです」ともっと知らしめるのが、世の中のためになるのではないかと。

大変おこがましい意見ですが、切に感じましたので一言述べさせていただきました。ありがとうございました。

○松田郵便課長 ありがとうございます。日本郵便株式会社でもこういった優良活用事例集も作成いたしまして、全郵便局に配布して、国民の皆様、利用者の皆さんの手に取っていただけるようにしておりますし、また周知活動もリーフレットなども作りまして、いろいろな形でやっていると聞いております。ただ、年賀郵便自体が、対前年度10%近く減ってきている、取扱部数が減ってきている中でございます。そうした中でも、こういった国民の皆様の寄附がしっかり役立っていることを、日本郵便株式会社においてしっかり広報していくことを求めていきたいと思っております。

○三浦委員 今パンフレット等を見せていただきましたが、印刷代が物凄くかかると思うので、ネット上、ウェブ上でできるような告知の仕方で、少しずつ経費をそちらに使っていくなど、広く簡単に見られるようにしたらもっと広まるのではないかと思います。

以上です。ありがとうございます。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。貴重な御意見ありがとうございます。

それでは、藤沢委員、お願いいたします。

○藤沢委員 ありがとうございます。藤沢です。

2点質問がありまして、1つは、応募のうちの2割強ぐらいしか結局寄附はいただけないわけですが、こういったところが毎年入れ替わっているのか、同じようなところになっていないのか、またその方針が、審査上よければずっと同じところに寄附を分配するようなことになっているのか、それとも分散をいろいろ考えているのか、この辺の基準を教えてくださいというのが1つです。

あともう一つは、日本郵便株式会社でこういう寄附の分配業務をやるということは、先ほどからおっしゃっている話にも通じますけれども、割とコストがかかることであるので、今は休眠預金にしろ何にしろ寄附の分配団体みたいなものがあるわけなので、そういったところを活用して、より広報に予算を使っていくことに価値があるように思うのですが、そういった方針は法的に難しいのかどうか、もしくはそもそも考えないのか、教えてください。以上です。

○松田郵便課長 まず1点目の御質問でございますけれども、日本郵便株式会社側で一般枠、特別枠という形で募集しておりますが、基本的には施設改修とか機器購入、車両購入といった事業に対する助成は1年で終わる形になります。ただ、活動に対する助成については、一般プログラムとあって、申請可能額500万円までのものと、チャレンジプログラムとあって、申請可能額は50万円まででございますが、4年間継続して配分を受けることが可能になるプログラムが用意されています。そういった形で、入替えが基本とされているといたしますか、助成は、基本的には1年ですが、50万円までの申

請可能額であれば、チャレンジプログラムという形で、4年間の助成継続は可能であるといった仕組みになっております。

それから、2点目、配分事務の省力化についてですが、お年玉法において、配分団体や配分額の決定は日本郵便株式会社が決定するものとされているところです。こうしたお年玉法の下、より一層の効率化を図る方法があれば、その実施を求めてまいりたいと思います。その上で、周知・広報につきましては、今回の費用でも計上しておるところでございますけれども、現在はリーフレット作成とか活用事例集の制作とか、郵便局を通じて、あるいはウェブを通じてという形でそれを行っております。いろいろな形でより周知・広報もできる、それから配分も効率化できるという方法を実施することについて、日本郵便株式会社に対しましても求めていきたいと思っております。

○藤沢委員 ありがとうございます。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

異委員から、三浦委員の御意見に賛同いたしますとの御意見をいただきまして、ありがとうございます。それでは、実積委員、お願いいたします。

○実積委員 実積です。松田課長、詳細な御説明ありがとうございます。

審査基準の2項目、イのところ質問があるのですが、お年玉法第7条第2項で、費用に関しては100分の1.5を上限と書いてあります。他方、今回の審査の理由を見ると、本来は更にその8倍ぐらにかかっているにもかかわらず、360万円しか認めていない状況になっていて、仕方ないと言えば仕方ないですが、お年玉全体の額が少なくなってこういう状況になっていることだと思うのですが、基準自体を見直す必要はないのかどうかはどうお考えなのか。寄附は当然大事だし、日本郵便株式会社としてはそういう義務もあるし、社会的要請もあるのは分かるのですが、だからといってそれほど裕福ではない、日本郵便株式会社の経営に影響を及ぼすようなことは本末転倒になりかねないと思うのですが、その辺りの考え方はどうなのか、少しお伺いしたいと思っておりました。以上です。

○松田郵便課長 お年玉法の規定により、寄附金の額1.5%に相当する額を限度として、寄附金の管理、交付、監査の費用を寄附金全体から差し引くことができる形になっておまして、日本郵便株式会社側としては、お年玉法に基づいたこの寄附金付葉書の発行事業は社会的にも意義があるため、彼らとしても続けたい意向と伺っています。その1.5%を超える部分については日本郵便株式会社が負担しておりますけれども、その上でもこの事業を推進したいという意向を伺っておりますが、日本郵便株式会社から基準等についてご意見があるのであれば、しっかりとご意見を伺ってまいりたいと思っております。

○実積委員 ありがとうございます。先ほど三浦委員からも広報についてももう少し頑張ってはどうかとの話があって、私もまさにそのとおりでと思うのですが、幾らインターネットとかで安くするにしても追加的な費用も当然かかっていくだろうし、その辺りを考えると、経費の1.5%でいくのに関しても今後は少し柔軟に考えるべきだと思うし、少しだけ超えているとかであればいいんですけど、少しだけではなくて桁違いに超えている状況になっているので、少しお考えいただければとの意見を持ちました。以上です。

○松田郵便課長 すみません、1点だけ。広報とかの費用については、イではなくてアでございますので、こちらは1.5%の上限はございません。真に必要な形でしっかり広報が必要であれば、日本郵便株式会社側で計上していただいても、そこが適切な積算であれば問題ないかと思えます。

○実積委員 分かりました。ありがとうございます。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、谷川委員、お願いいたします。

○谷川委員 ありがとうございます。私もこの議論を初めてお伺いするので、あ、こういうことをやってるのだというのが改めて勉強になりました。

それで、松田課長にお伺いしたいのですけれども、資料の17ページ目に、審議会にかかる前に各関係府省との協議と書かれていますのですが、こういう寄附に関わるようなものをまとめてどこかが議論するような場を持っているのでしょうか。それとも一応、形上こういうものを通しての仕組みをただ示しているだけでしょうか。それとも、全体の配分をある程度、いろいろなタイプの寄附を政府全体で何かバランスを取ろうとしているのか、その辺はどんな仕組みで動いているのかを知りたくて質問させていただきました。

○松田郵便課長 この各省協議でございますけれども、日本郵便株式会社から申請が上がってきた後、各事業に最も関係の深いと思われる省庁にその申請書も含めて見ていただきまして、真に社会福祉の増進に役立つ事業であるかどうか等を確認する観点から、協議をかけているものでございます。今回の協議においては、特段の反対意見はなかったわけでございますけれども、そういう意味では政府全体で、お年玉法に規定する①から⑩の事業、目的がございまして、それらに適合するかを見ております。そういう仕組みになっております。

○谷川委員 分かりました。ありがとうございます。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。ほかにはよろしいでしょうか。

よろしければ、諮問第1225号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思えますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○佐々木分科会長 ありがとうございます。チャットも確認いたしました。

それでは、案のとおり答申することといたします。ありがとうございます。

続きまして、報告事項に移ります。郵便事業分野・信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの改正について、総務省から説明をお願いいたします。

○松田郵便課長 引き続き、郵便課長の松田でございます。お手元の資料78-2に基づきまして、御説明申し上げます。

おめくりいただきまして、1ページでございます。郵便事業分野と信書便事業分野につきましましては、信書の秘密に属する事項、その他の個人情報の適正な取扱いの確保に関して講ずべき措置について、指針としてこれらのガイドラインを定めているところでございます。

2ページを御覧ください。今般、令和2年に個人情報保護法が改正されまして、令和4年4月1日、来月からこの改正個人情報保護法が全面施行されるということでござい

ます。この改正法を受けまして、漏えい等事案がありました場合に、個人情報保護委員会等への報告や本人通知の義務化、また個人データが越境移転する場合における本人への情報提供の充実など、所要の規定追加・改正を行うために、郵便事業、信書便事業の分野もガイドラインを改正するものでございます。

改正内容は、先に3ページを御覧いただければと思うのですが、令和2年の個人情報保護法改正で、例えば1番の個人の権利の在り方で、利用停止や消去などの個人の請求権について、一部の法違反の場合に加え、個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合などにも拡充しております。それから、保有個人データの開示方法でございますが、これも電磁的記録で提供いただくということも含め、本人が指示できるようにする。それから、個人データの授受に関して、第三者提供記録についても、本人が開示請求できるようにしております。また、これまで6か月以内に消去する短期保存データについては、開示・利用停止請求の対象外でございましたけれども、これを対象に含めるといった内容です。

4番を御覧いただくと、氏名等を削除した「仮名加工情報」に関する規定が設けられております。また、Cookieなどの個人関連情報の第三者提供についても本人同意が得られていること等の確認が義務づけられているところでございます。

こういった内容につきまして、2ページのとおり、郵便事業分野のガイドライン、信書便事業分野のガイドラインにそれぞれ反映させていただいております。また、新たに追加された規定や改正になった規定に加えまして、今回の改正を契機に、これらガイドラインを総務省と個人情報保護委員会の共管とさせていただくこととしております。これまでは総務省単独でしたが、個人情報保護委員会との共管となります。また、漏えい等事案の報告先については、個人情報保護法で所管大臣に委任できる形になっておりますが、郵便事業・信書便事業の場合は、報告先が総務大臣であることを明記させていただいております。

現在、総務省では「郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」ということで、谷川委員、巽委員にも入っていただきまして、議論させていただいております。郵便特有の信書の秘密に関する個人情報保護については、引き続きガイドラインの改正を検討しております。今回の改正は、純粋に令和2年改正個人情報保護法の内容を反映することを趣旨としております。令和4年1月27日から2月25日まで意見募集を行いまして、令和4年3月末に公布し、4月1日から施行することを予定しております。以上、報告を終わります。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたら、チャット機能でお申し出ください。

特にございませんか。よろしければ、ありがとうございます。

そうしましたら、以上で本日の審議は終了いたします。全体としまして、委員の皆様から何かございますか。

よろしいでしょうか。事務局から何かございましたら、お願いいたします。

○事務局（福田） 事務局から1点御連絡させていただきます。4月以降、来年度1年度分のスケジュールにつきましては現在調整中でございますので、調整がございましたら

速やかに御連絡させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

また、次回の郵政行政分科会は別途御連絡を差し上げますので、皆様方、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。活発な御意見いろいろありがとうございました。

では、終了いたします。

閉 会